

## 第4回厚生常任委員会議案

日時 平成19年4月12日(木曜) 時 分  
場所 役場3階第1委員会室 時 分

1 開 会

2 議 件

(1) 調査事項

① 国民健康保険税（医療分）限度額の改正について

3 そ の 他

(1) 次回委員会開催日程等について

平成 年 月 日（ 曜） 時 分～

(2) その他

4 閉 会

芽室町国民健康保険税条例の一部改正(案)

国民健康保険税の賦課限度額(基礎賦課額)を引き上げる

<現行 国民健康保険税率等内訳>

現行 : 53万円  
改正後 : 56万円

(基礎賦課分)				
所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
7.40%	30.00%	31,500円	35,000円	53万円
(介護納付金分)				
所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
0.55%	4.00%	7,200円	5,500円	9万円

(1) 平成18年度 国民健康保険税の課税状況

① 限度額(53万円)超過世帯数	474世帯(13.3%)
② 低所得者軽減世帯数	1,587世帯(44.5%)
③ いわゆる中間所得者数	1,507世帯(42.2%)
計	3,568世帯

(2) 限度額改正による影響額試算(18年度課税状況より)

- ① 限度額超過 474世帯のうち、450世帯は56万円超過  
⇒改正額 3万円×450世帯=13,500,000円
- ② 限度額超過で56万円未満は24世帯  
⇒改正による増額を1.5万円と見込み 1.5万円×24世帯=360,000円

①+②=13,860,000円

国民健康保険料(税)の賦課限度額の推移

年度	賦課(課税)限度額	
	基礎賦課(課税)額	介護納付金賦課(課税)額
昭和31~45	5万円	/
46~48	8 "	
49~50	12 "	
51	15 "	
52	17 "	
53	19 "	
54	22 "	
55	24 "	
56	26 "	
57	27 "	
58	28 "	
59~60	35 "	
61	37 "	
62	39 "	
63	40 "	
平成元~2	42 "	
3	44 "	
4	46 "	
5~6	50 "	
7~8	52 "	
9~11	53 "	
12~14	"	7万円
15~17	"	8 "
18~	"	9 "

★ 保険税の賦課限度額

保険税の基礎賦課額については、地方税法施行令第56条の88の2第1項により56万円、介護納付金課税額については、同条第2項により9万円とされている。

◆地方税法施行令の一部を改正する政令

平成19年4月1日施行(平成19年3月30日公布)

なお、賦課(課税)限度額は、上記のとおり定められており、それぞれの額を超える額を条例で定めることはできないとされている。